

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長
田畑 和夫

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を一部改正する旨の通知がありましたのでお知らせします。

1 改正概要

サル痘（四類感染症）の「(2) 臨床的特徴」並びに「(3) 届出基準」における「検査方法」及び「検査材料」の一部改正。

届出様式については準備が整い次第改正予定であるが、それまでの間、次に示す症状*を確認した場合はその症状を「その他」の欄に記載すること。

※ 咽頭痛、筋肉痛、肛門直腸痛、倦怠感、その他の皮膚粘膜病変

2 施行期日

令和 4 年 8 月 10 日

3 その他

届出基準・届出様式は、横浜市衛生研究所 感染症情報センターのホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>

4 添付資料

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について
(令和 4 年 8 月 10 日健感発第 0810 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

担 当：横浜市健康福祉局健康安全課

電 話：671-2463 FAX：664-7296

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp